



平成 27 年 4 月 30 日
国土交通省土地・建設産業局建設業課

平成 26 年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果等について

平成 26 年度における「建設業法令遵守推進本部」（平成 19 年 4 月 1 日に各地方整備局等に設置。以下「推進本部」という。）の活動結果及び通報等の概要並びに平成 27 年度における活動方針は下記のとおりです。

1. 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報

平成 26 年度に推進本部に寄せられた法令違反疑義情報は、「駆け込みホットライン」への通報をはじめ、一般の者、公的機関からの建設業法に関する質問・相談等も含め、1,613 件（前年度 1,697 件）。このうち、法令違反の疑いがある情報件数は 174 件（前年度 214 件）で、下請代金の支払いに関するものや主任技術者等の不設置等が主な内容となっております。

※「駆け込みホットライン」は、推進本部に設けられた建設業法違反通報窓口です。

2. 建設業者に対する立入検査等の実施回数

平成 26 年度に推進本部の「駆け込みホットライン」に寄せられた上記疑義情報や元請下請問の取引の実態を調査する「下請取引等実態調査」を端緒として実施した、建設業者に対する立入検査等は延べ 877 回（前年度 917 回）でした。

なお、平成 24 年度から新たに実施した「復旧・復興工事に係る法令遵守の徹底」の一環として被災 3 県に新設された営業所等への立入検査等は延べ 141 回（前年度 134 回）でした。

3. 監督処分・勧告の実施概要

平成 26 年度に各地方整備局等が行った監督処分等の状況は、上記通報案件も含め以下のとおりです。

許可取消	1 件（前年 0 件）	[欠格要件該当 1 件]
営業停止	67 件（＃13 件）	[独占禁止法違反 56 件、刑法（公契約関係競売等妨害）違反 2 件、経審虚偽 2 件、主任技術者等の不設置等 2 件など]
指 示	14 件（＃7 件）	[労働安全衛生法違反 7 件、無許可業者との下請契約 5 件など]
勧 告	223 件（＃270 件）	【勧告内容】[下請契約の締結について 134 件、下請代金の見積、決定について 124 件、施工体制台帳等について 90 件、不当な赤伝処理・遅延利息不払い 74 件、追加・変更契約について 72 件、下請代金の支払いについて 62 件など]

※ 1 件の監督処分、勧告に複数の項目が含まれることがあるため、監督処分・勧告件数とその内訳の件数とは一致しない。

4. 平成 27 年度における活動方針

(別紙参照)

(問い合わせ先)	国土交通省土地・建設産業局建設業課 建設業適正取引推進指導室
課長 補佐	山 王 (内線 24715) TEL : (03) 5253-8111 (代表)、(03) 5253-8277 (直通)
調査指導係長	高 城 (内線 24785) FAX : (03) 5253-1553

平成27年度建設業法令遵守推進本部活動方針

平成19年度に創設した建設業法令遵守推進本部の活動については、建設業の法令遵守、特に元請下請間の契約手続きの適正化において一定の成果を遂げている。

しかしながら、建設業の現状を鑑みると、依然として、不適切な契約手続き等を原因とするトラブルが多数発生しており、更なる取組の充実が必要になっている。

については、以下のとおり、平成27年度建設業法令遵守推進本部活動方針を示すので、各地方整備局等においては、本方針を踏まえつつ、適切な対応を図られたい。

I 今年度の新たな取組

1. 直轄工事の発注部局と連携した更なる社会保険未加入対策の推進

平成27年4月1日以降に契約を締結する全ての国土交通省直轄工事において、施工体制台帳を通じて、社会保険等に未加入の建設業者が確認された場合は、発注部局から建設業担当部局に通報され、加入指導等を拡大実施していくこととなったので、その実施に当たり、発注部局や関係機関との連携を図りながら、円滑かつ適切な対応に努めること。

2. 外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施

平成27年4月1日から、外国人建設就労者受入事業に係る立入検査を実施することとなった。

については、その実施に当たり、当該事業を所管する建設市場整備課労働資材対策室との連携を密にしながら、立入検査を円滑かつ適切な対応に努めること。

II 継続的な取組

1. 「駆け込みホットライン」の運用

平成19年度の開設以降、法令違反に関する情報を収集するための重要な制度であるため、より一層の周知を図り、利用促進に努めること。

2. 「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の運用

平成25年6月から各地方整備局等において運用されてきた「新労務単価フォローアップダイヤル」が、平成27年3月に発展的に統合され、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」として運用が開始されたところであるが、引き続き、適正な契約が行われていない等の法令違反に関する情報を収集できる制度としての有用性・重要性を認識し、より一層の周知を図り、利用促進に努めること。

3. 立入検査の実施

(1) 対象業者の選定

立入検査を実施する場合の建設業者の選定に当たっては、「駆け込みホットライン」、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」等に寄せられる通報内容、下請取引等実態調査の結果及び各地方整備局等において問題と認識される事案に関

して、違反行為を行っている可能性の高い建設業者や繰り返し違反行為を行っていることが認められる建設業者を優先的に選定したうえで、立入検査を実施するものとし、違反行為の確認並びに適切な指導監督を機動的に実施することにより、違反行為の是正の一層の促進に努めること。

(2) 「標準見積書」等の活用状況の確認

平成25年9月から「標準見積書」の一斉活用が開始されているところであり、その取組を積極的に促進する必要があることから、契約・支払状況に主眼を置いた検査を実施する場合は、「標準見積書」など法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況を確認し、活用を促すこと。

また、平成27年4月1日付けで改訂された「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の内容として、「元請負人は、(中略)下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請負人に提示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう明示しなければならない」ことが記載されたことを受け、平成28年度以降の立入検査では、その実施状況について確認することを予定しているので、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の周知についても併せて努めること。

(3) 安全衛生経費の確保に関する調査の実施

平成26年11月から「安全衛生経費の確保に関する調査」を実施しているところであるが、安全衛生対策経費の確保の必要性を周知する意味で重要な取組であることから、引き続き適切に実施すること。

4. 建設業法令遵守ガイドラインの周知・徹底

建設工事の下請契約において労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化することにより、建設工事現場における労働災害防止に対する元請下請間の意識の向上と共有を図るため、平成26年10月に「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」を改訂したところであり、その周知徹底に努めること。

5. 東日本大震災の被災地域における取組

平成24年11月から国土交通省、厚生労働省、警察庁、岩手県、宮城県、福島県が連携して実施している東日本大震災の被災地域における建設業法違反等に関する監視の取組(復旧・復興工事の適正な施工の確保に係る立入検査、啓発活動)については、引き続き実施すること。

6. 消費税の円滑かつ適切な転嫁の周知

平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられるなか、建設業については、消費税の転嫁は概ね適切に図られているところであるが、零細企業のかなかには、取引先との力関係から消費税の転嫁が図られにくい状況も見受けられるところである。

また、平成29年4月には、消費税率が10%に引き上げられる予定であることから、引き続き、消費税の円滑かつ適正な転嫁が図られるよう、指導に努めること。

7. 建設業取引適正化推進月間

毎年11月の「建設業取引適正化推進月間」について幅広く周知しつつ、取組内容の充実に努めること。特に、推進月間期間中は関係機関（都道府県と関係省庁等）との一層の連携強化に努めること。

8. 関係機関との連携

- ① 都道府県及び関係省庁と建設業の法令遵守に関する立入検査、講習会、研修会等を合同に実施するなど、連携の強化に努めること。
- ② 業界団体等との意見交換の機会を設けて積極的に情報・意見の交換を行いつつ、建設業の法令遵守に関する合同の講習会、研修会を行うなど、連携の強化に努めること。
- ③ 建設業法が改正され暴力団排除条項が整備されたことに鑑み、警察部局との連携を密にし協力して暴力団排除に努めること。

9. その他

上記項目を実施するため、地方整備局等においては、必要な執行体制を確保すること。